

口腔機能向上マニュアル

～高齢者が一生おいしく、楽しく、
安全な食生活を営むために～
(改訂版)

平成21年3月

「口腔機能向上マニュアル」分担研究班

研究班長

日本大学歯学部摂食機能療法学講座教授

植田 耕一郎

目 次

1. 口腔機能向上の意義	3
1.1. 介護保険とは	3
1.2. 介護予防としての地域支援事業と介護保険	3
1.3. 「口腔機能向上」の効果	4
1.4. 保健、医療、福祉の連携	5
2. 一般高齢者施策、特定高齢者施策、予防給付によるサービス、介護給付の特性	6
2.1. 介護予防一般高齢者施策	6
2.2. 介護予防特定高齢者施策	6
2.3. 予防給付	6
2.4. 介護給付（参考）	6
3. 具体的な取組内容	9
3.1. 介護予防一般高齢者施策	9
3.2. 介護予防特定高齢者施策	10
3.3. 予防給付	17
3.4. 介護給付（参考）	37
3.5. 予防給付・介護給付サービスにおける都道府県の役割等	39
4. 利用開始時及び再把握における様式例の記入方法と記入例	40
4.1. 様式記載の手引き 別紙1	40
4.2. 口腔機能向上サービスの管理指導計画・実施記録 別紙2	46
文献	49
口腔機能向上関連のQ & Aについて	50
口腔機能向上マニュアル研究班委員	53

当マニュアルにおける用語の整理について

用語	解説
介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センターで行われる介護予防を重視したケアマネジメントを <u>介護予防ケアマネジメント</u> といい、予防給付と介護予防事業の両方で用いる。
介護予防ケアプラン	地域包括支援センターで行われる介護予防ケアマネジメントに基づき作成されるケアプランを <u>介護予防ケアプラン</u> という。
生活機能評価	基本チェックリスト＋生活機能チェック＋生活機能検査
課題分析（一次アセスメント）	地域包括支援センターで初めに行うアセスメントのことを課題分析（ <u>一次アセスメント</u> ）といい、介護予防特定高齢者施策と予防給付の両方で用いる。
事前アセスメント	事業所で事業実施前に行うアセスメントのことを <u>事前アセスメント</u> という。
事後アセスメント	事業所で事業実施後に行うアセスメントのことを <u>事後アセスメント</u> という。
効果の評価	地域包括支援センターで事業所からの報告をもとに行うアセスメントのことを <u>効果の評価</u> といい、介護予防特定高齢者施策と予防給付の両方で用いる。
個別サービス計画	事業所でアセスメントをもとに作成される介護予防特定高齢者施策におけるサービス計画を <u>個別サービス計画</u> という。
口腔機能改善管理指導	事業所でアセスメントをもとに作成される予防給付におけるサービス計画を <u>口腔機能改善管理指導計画</u> という。
サービス	予防給付の対象となるサービスを単に <u>サービス</u> という。「口腔機能向上」などのサービスは略して「口腔機能向上サービス」という。
事業	地域支援事業を単に <u>事業</u> という。「口腔機能向上」などの事業は略して「口腔機能向上事業」という。
プログラム	事業あるいはサービスに含まれる内容を <u>プログラム</u> という。例えば、介護予防通所介護は、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」のそれぞれのプログラムからできており、「栄養改善プログラム」などという。

1. 口腔機能向上の意義

1.1. 介護保険とは

介護保険は、超高齢化社会を迎えて、介護を要する高齢者に対して、日常生活の支援をするための公的保険制度として平成 12 年 4 月にスタートした。介護状態になることへの予防、および介護状態の重度化予防として「介護予防」が、当保険創設とともに掲げられた。

開始年度は 218 万人が要介護認定を受けたが、平成 20 年度には 455 万人となり、国民のあいだに瞬く間に定着していった。特に、軽度な要介護高齢者（要支援、要介護 1）が、倍以上の伸びを示した。

医療保険は、疾病や機能障害に対する治療である。

介護保険は、生活機能低下に対する予防であり、生活支援である。

1.2. 介護予防としての地域支援事業と介護保険

1.2.1. 枠組み

平成 18 年 4 月の介護保険制度改正は、予防重視型システムへの変換がはかられ、現在具体的に以下の 6 つが介護予防サービスとして実施されている。

①運動器の機能向上

②栄養改善

③口腔機能の向上

④閉じこもり予防・支援

⑤認知症予防・支援

⑥うつ予防・支援

口腔機能向上は、特に「明るく活力ある超高齢社会」に貢献し得ると科学的根拠のもと認識されたことから、平成 18 年 4 月より介護予防サービスとして実施されるに至った。

1.2.2. 内容

約 2,100 万人（平成 16 年調査）の介護保険を受給していない健康高齢者に対する健康の維持、増進事業として地域支援事業があり、その中には要介護者になるおそれのある者に対する「特定高齢者施策」と、全ての高齢者を対象とする「一般高齢者施策」とがある。また介護保険受給者には、予防給付と介護給付が施行される。

平成 18 年 4 月からの改定された介護予防・介護の構成

1. 地域支援事業：一般高齢者施策（全高齢者対象）

特定高齢者施策（要介護状態になるおそれのある者対象）

2. 予防給付（要支援 1, 2 の軽度な要介護高齢者対象）

3. 介護給付（要介護 1～5 の中度、重度な要介護高齢者対象）